

京都市告示第351号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

平成26年10月21日

京都市長 門川 大作

第24条を次のように改める。

(広告幕)

第24条 道路の上空に設ける広告幕(連旗等を含む。)の占用については、第2条及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 次に掲げる業務等のため、一時的に設けるものであること。ただし、交通安全啓発等、継続的に設置する必要があると認められる場合は、常設することができる。

ア 国又は地方公共団体の所管業務

イ 学術、技芸、慈善その他の公益目的を有すると認められる行事等

ウ 伝統的な行事又は催事

(2) 支柱は道路の区域内に設けないこと。ただし、公益上これにより難いと認められるときは、この限りでない。

(3) 広告幕は、街路樹、市街灯、信号機、道路標識その他これらに類する施設に架設しないこと。ただし、市街灯にあつては、その効用を妨げない位置に架設するときは、この限りでない。

(4) 広告幕は、落下、剥離等が生じないように、風圧、地震その他の外力に対する強度を有する設置方法とすること。

(5) 広告幕の最下部と路面との距離は、車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては2.5メートル以上とすること。ただし、架設元に巻き付けて設置するときは、この限りでない。

第24条の次に次の1条を加える。

(商店会に対する特例)

第24条の2 商店会による広告幕の占用については、第2条、第3条及び前条第2号から第5号までの規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 定例的に行われる行事又は売出しのため、一時的に設けるものであること。

(2) 前条第3号(ただし書を除く。)のほか、高架構造(横断歩道橋を含む。)に架設しな

いこと。

(3) 道路と平行に設置すること。ただし、次に掲げる場所にあつては、横断方向に設置することができる。

ア アーケード下

イ 商店会出入口の歩道上

ウ 商店会出入口の8メートル以下の幅員の道路上

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)